

## 船舶事故調査報告書

平成24年11月29日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成24年6月7日 20時27分ごろ
発生場所	北海道函館市 <sup>おおふね</sup> 大舟漁港北西方沖 函館市所在の大舟港東防波堤灯台から真方位327° 1.6海里付近 （概位 北緯41° 59.5′ 東経140° 53.8′）
事故調査の経過	平成24年6月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三 <sup>めぐみ</sup> 恵丸、1.0トン HK3-116973（漁船登録番号）、個人所有 6.48m (Lr) × 1.93m × 0.76m、FRP ガソリン機関、36.8kW、平成3年5月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 75歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年2月17日 免許証交付日 平成20年7月1日 （平成25年9月1日まで有効） 甲板員 男性 41歳
死傷者等	死亡 2人（船長及び甲板員）
損傷	全損
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、平成24年6月7日18時40分ごろ、大舟漁港北西方約3,100mの函館市双見町所在の船揚場（以下「本件船揚場」という。）を出航し、16時ごろに仕掛けておいたたこ縄を回収するため、本件船揚場北西方の漁場へ向かった。 僚船の船長達は、台風3号から変化した低気圧が接近していたので、うねりが高くなることを予測して当日の出航を見合わせていたが、本件船揚場内に打ち返し波が入る状況下に本船が出航したので、本船が帰航した際の綱取り作業の手伝いをしようと思い、本件船揚場で待機していた。 僚船の船長達は、うねりが高くなってきたので、本船が4回のたこ

	<p>縄回収作業を終えて本件船揚場付近に戻ってきた際、本件船揚場から船長に対し、大声を出したり、懐中電灯を振り回したりして帰航を促したが、本船は、船尾の作業灯を点灯した状態で本件船揚場の南東方100m付近に移動し、船首を陸側に向け、船尾方から波を受けながら、船長及び甲板員が船尾付近で中腰の姿勢で5回目のたこ縄回収作業を始めた。</p> <p>僚船の船長達は、帰航を促しながら本船の監視を続けていたところ、20時27分ごろ、本船が船尾方から3回の高波を受け、船尾の作業灯の明かりが見えなくなったので、本船が遭難したものだと思った。</p> <p>僚船の船長達は、その後、本件船揚場付近に流されてきた本船に船長及び甲板員の姿が見えなかったため、高波を受けて船尾が浸水し、船首が持ち上がって船長及び甲板員が海に投げ出されたと思い、本件船揚場付近在住の消防団員に連絡を行い、消防団員は所属漁業協同組合等へ連絡した。</p> <p>所属漁業協同組合は、海上保安部へ連絡するとともに、日本水難救済会救難所所員を招集して船長及び甲板員の捜索を開始した。</p> <p>本船は、本件船揚場付近の消波ブロックに当たって大破した。</p> <p>僚船の船長達は、22時43分ごろ本件船揚場付近を漂流している人の姿を発見したが、波が高く、すぐに姿を見失った。</p> <p>船長は、6月8日06時00分ごろ本件船揚場の北西方約1,500mの海岸で発見され、病院へ搬送されたが死亡が確認された。</p> <p>船長の死因は、溺水と検案された。</p> <p>甲板員は、6月11日08時30分ごろ船長が発見された場所付近で発見され、病院へ搬送されたが死亡が確認された。</p> <p>甲板員の死因は、溺水と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 霧、風向 南西、風力 1、視界 不良  海象：波高 約4～5m、水温 約13℃</p> <p>(1) 僚船の船長達の観測</p> <p>うねりの方向及び潮の流れは、内浦湾の入口方向である南東方から湾内の北西方へ向かっており、本船が出航する際、うねりはそれほど高くなかったが、本事故発生前に急に高くなった。</p> <p>(2) 警報注意報の発表状況</p> <p>函館市及び鹿部町に濃霧注意報が発表されていた。なお、本事故発生後の21時42分に波浪注意報が発表されており、気象庁ホームページによれば、次のとおりであった。</p> <p><b>渡島・檜山地方の注意警戒事項</b></p> <p>渡島地方では、8日朝まで高波に注意して下さい。渡島、檜山地方では、8日夜遅くまで濃霧による視程障害に注意して下さい。</p> <p>函館市及び鹿部町 [発表]波浪注意報 [継続]濃霧注意報</p>

	<p>波 注意期間 8日朝まで  太平洋 波高 3メートル  濃霧 注意期間 8日夜遅くまで  陸上 視程 200メートル以下  太平洋 視程 500メートル以下  津軽海峡 視程 500メートル以下  付加事項 うねり</p>
その他の事項	<p>本船は、たこ縄漁の漁期中、ふだんから本件船揚場付近で作業を行っており、16時ごろから縄を仕掛け、一旦帰航後、19時ごろに再度出航して朝まで出入航を繰り返す作業を行っていた。</p> <p>船長及び甲板員は、救命胴衣、長靴、カッパ及びカッパズボンを着用していた。船長は、救命胴衣をふだんから着用していた。</p> <p>船長は、ふだんから体調不良を訴えていなかった。</p> <p>船長は、本事故当日、携帯電話を自宅に置いて出航していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明 不明 あり</p> <p>船長及び甲板員の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、本件船揚場南東方沖において、出航時に比べてうねりが高くなった状況でたこ縄の回収作業中、船尾方からの波を受けたことから、船長及び甲板員が落水して死亡したものと考えられる。</p> <p>本船は、船尾方からの波を受けて船尾が浸水した際、船首が持ち上がった状態となり、船尾付近に乗船していた船長及び甲板員が落水したものと考えられるが、落水に至った状況及び落水して溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、本件船揚場南東方沖において、出航時に比べてうねりが高くなった状況でたこ縄の回収作業中、船尾方からの波を受けたため、船長及び甲板員が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒天が予想される場合には、僚船と相談の上、出航の可否判断を慎重に行うこと。</li> <li>・ 作業中に海上模様が悪化した際は、直ちに作業を中止して帰航すること。</li> <li>・ 気象情報を適確に把握すること。</li> <li>・ 緊急時の連絡手段を確保するため、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携行すること。</li> </ul>